

公 告

一般競争入札の実施（業務）

次のとおり、制限付一般競争入札を行うので公告する。

令和8年7月17日

松浦市長 友田 吉泰



1 競争入札に付する事項

- (1) 業 務 名 松浦市再エネ導入拡大のための情報発信等実施業務
- (2) 業務内容 別紙「令和8年度松浦市再エネ導入拡大のための情報発信等実施業務仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和9年2月26日まで
- (4) 最低制限価格 設定なし
- (5) 支払条件 完成払
- (6) 受注形態 単体

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 松浦市内に本社を有する者。
- (2) 松浦市の入札参加資格を有する者で、市長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 法人税、消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (4) 破産法第18条第1項若しくは第19条の規定に基づく破産の申立て、会社更生法第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法第21条第1項の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないものであること。
- (5) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有している者でないこと。
- (6) 過去10年以内に本業務と同程度以上の業務等を実施し、適切に遂行した実績を有すること。
- (7) 本業務について、十分な業務遂行能力を有し、適切な執行体制を有すること。

3 入札等担当部署

担当部署	電話番号	メールアドレス	住 所
松浦市 産業振興課 企業・エネルギー係	0956-72-1111 (内線 242)	sangyou@city.matsuura.lg.jp	〒859-4598 長崎県松浦市志佐町 里免365番地

4 入札日程等

項 目	期 間	場 所 等
入札参加資格確認申請書、設計図書等の取得方法	令和 8 年 7 月 1 7 日（金）から 令和 8 年 7 月 2 8 日（火）まで	①書類様式 ②設計図書等 松浦市ホームページに掲載 (http://www.city-matsuura.jp/) 入札・契約→入札案件（各課分） →入札案件（産業振興課）
入札参加資格確認申請書の提出期間及び場所	令和 8 年 7 月 1 7 日（金）から 令和 8 年 7 月 2 8 日（火）まで	松浦市産業振興課
入札参加資格確認通知書の送付	令和 8 年 7 月 3 0 日（木）	
設計図書等に対する質問期限	令和 8 年 7 月 3 1 日（金）から 令和 8 年 8 月 6 日（木）まで	松浦市産業振興課 提出方法：メールによる提出 提出先：下記メールアドレス sangyou@city.matsuura.lg.jp
上記回答期限及び回答方法	令和 8 年 8 月 1 0 日（月）まで	回答は松浦市ホームページに掲載
入札日時及び場所	令和 8 年 8 月 1 8 日（火） 1 4 時 0 0 分から	松浦市役所 別館会議室（南側）

（注 1）上記の期間は、土曜、日曜及び祝日を除く午前 8 時 3 0 分から午後 5 時までとする。

（注 2）設計図書等に関する質問は、松浦市ホームページに掲載されている様式を使用し、メールにて提出すること。その際には必ず、入札担当部署（松浦市産業振興課）に電話にてメール受信を確認すること。なお、質問書様式の掲載場所は次のとおり「入札・契約→入札案件（各課分）→入札案件（産業振興課）→【様式】設計図書に対する質問書（業務）」

（注 3）入札結果については、落札決定日の翌日から閲覧及び松浦市ホームページで公表する。

5 提出書類（入札参加資格確認申請書類）

提出書類（各 1 部）	特記事項等
①入札参加資格確認申請書	様式第 1 号
②入札参加者の会社概要	任意様式
③業務実施体制	任意様式
④上記③に係る資格証明及び雇用証明書類	管理技術者等決定通知 雇用関係確認書類（3 か月以上の雇用が分かるもの）

※入札参加資格を有しないと認められた者に対する理由の説明

入札参加資格確認通知書において入札参加資格が無いとされた者は、通知があった日の翌日から起算して 7 日（休日を除く）以内に、入札参加資格を有しない場合の理由照会書（様式第 3 号）により、その理由について説明を求めることができる。

6 入札保証金

入札参加資格確認通知書に記載する。（松浦市入札参加資格審査申請時において、入札保証金免除申請を行っている場合は免除とする。）

7 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の10以上とする。ただし、松浦市財務規則第91条第1項第2号に規定する履行保証保険証券又は同条第2項各号に掲げる担保の提供に代えることができる。

8 入札の方法

- (1) 入札当日の気象条件により、入札の執行に支障が生じることが予想される場合には、入札を延期することもあるため、事前に下記問合せ先に確認すること。
- (2) 入札参加者は、入札会場において入札開始前に本入札への参加資格があることを証する入札参加資格確認通知書（様式第2号）を提出すること。
- (3) 入札当日の参加者が1者の場合でも入札を中止しない。
- (4) 入札書又は委任状の記載内容等に不備がある場合は、無効となるので注意すること。
- (5) 入札書は、別紙様式第5号によること。
- (6) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税にかかる課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (7) 入札執行回数は、2回を限度とする。

9 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は無効とする。

なお、(1)から(6)により無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札者が法令の規定又は入札条件に違反したとき。
- (3) 入札者が連合して入札したとき。
- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (6) 入札者又はその代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (7) 入札書に入札者名の記名押印がないときなど、入札者の意思表示が確認できないとき。
- (8) 誤字、脱字等により入札者の意志表示が不明瞭であると認められるとき。
- (9) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (10) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

10 契約の締結

本入札に係る請負契約の締結に関しては、落札決定後7日以内に締結するものとする。

11 その他

本公告に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令、松浦市財務規則、松浦市建設工事一般競争入札実施要綱及び松浦市建設工事等入札執行要領の定めるところによるものとする。